## 公 告

## 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和5年10月20日から令和6年2月20日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年10月20日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ザ・ビッグ大内店所在地 山口市大内長野581

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

- 3 変更に係る事項の概要
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - ○変更前 別紙のとおり
  - ○変更後 別紙のとおり
- 4 届出年月日令和5年10月11日